4　第二項の金融庁長官の指定する高速取引行為者に係る同項第五号に掲げる権限で当該高速取引行為者の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5　前二項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該高速取引行為者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6　金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

第四十三条の四第三項中「第四十四条第十三項」を「第四十四条第十四項」に改める。

第四十四条第一項中「金融商品仲介業者」の下に「、高速取引行為者」を加え、同項第二号中「第六十六条の二十二」の下に「、第六十六条の六十七」を加え、同条第二項中「金融商品仲介支店等」の下に「、高速取引支店等」を加え、同条第四項中「又はこれら」を「若しくはこれら」に改め、「代理」の下に「又は高速取引行為」を加え、「若しくは金融商品仲介業者」を「、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者」に、「又は金融商品仲介支店等」を「、金融商品仲介支店等又は高速取引支店等」に改め、同条第五項中「及び特例業務届出者」を「、特例業務届出者及び高速取引行為者」に改め、「金融商品仲介支店等」の下に「、高速取引支店等」を加え、「又は特例業務届出者」を「、特例業務届出者又は高速取引行為者」に、「又は特例業務支店等」を「、特例業務支店等又は高速取引支店等」に、「若しくは特例業務届出者」を「、特例業務届出者若しくは高速取引行為者」に改め、同条第七項中「（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十二項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第二項及び第四項に規定する「高速取引支店等」とは、高速取引行為者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

第四十四条の三第三項中「の規定による権限及び法第二十七条の三十五」を「、第二十七条の三十五及び第二十七条の三十七」に改める。

（商品先物取引法施行令の一部改正）

第二条　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号及び第三号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同条第四号中「第六十条の二第一項第六号」を「第六十条の二第一項第七号」に、「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同条第五号中「すべての要件」を「要件の全て」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項の表第三十八条第八号の項及び第七十二条第一項の表第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条第八号の項中「第三十八条第八号」を「第三十八条第九号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第四条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条第一項の表第三十八条第八号の項中「第三十八条第八号」を「第三十八条第九号」に改める。

第百三十三条中「、第三十九条」を「（第七号及び第八号を除く。）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項」に改める。

（不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部改正）

第五条　不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第三十三条の五第一項第三号」を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第六条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十九号中「コ」を「エ」に改め、同項第四十一号中「第二章の五」を「第二章の六」に改める。

第四条第二号中「第六十六条の四十五第一項」の下に「、第六十六条の六十七」を加え、同条第三号ト中「次条第一項第一号ナ」を「次条第一項第一号ラ」に改める。

第五条第一項第一号中フをコとし、ナからケまでをラからフまでとし、同号ネ中「第二十三条第一項第一号ト」を「第二十三条第一項第一号チ」に改め、同号ネを同号ナとし、同号ツを同号ネとし、同号ソの次に次のように加える。

ツ　高速取引行為者

第五条第二項中「ナ、ラ及びヰからケまで」を「ラ、ム及びノからフまで」に、「ソまで、ネ及びウ」を「ツまで、ナ及びヰ」に、「同項第一号ツ」を「同項第一号ネ」に改める。

第十三条第一項第一号及び第二号中「第二章の五」を「第二章の六」に改め、同項第三号中「並びに第二十七条の三十五第一項」を「、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項」に改める。

第二十三条第一項第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　高速取引行為者

第二十三条第二項中「ホまで及びト」を「へまで及びチ」に、「同項第一号ヘ」を「同項第一号ト」に改める。

（金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第七条　金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融庁設置法第四条第一項第三号ヤに規定する指定紛争解決機関を定める政令

本則中「第四条第一項第三号ク」を「第四条第一項第三号ヤ」に改める。

附　則

この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三